

7 運営規程	運営規程	変更後10日以内
8 入院患者(入所者)の定員	運営規程・勤務形態一覧表(参考様式1) * 定員変更は事前協議が必要	事前(前月10日まで)
9 介護支援専門員の氏名及びその登録番号(介護療養型医療施設のみ)	参考様式9	変更後10日以内

○記入の際の留意事項

- ・ 変更届出書には、変更前変更後の内容を必ず記載してください。

(問い合わせ先) 〒260-8677 千葉市中央区市場町1 - 1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

043-223-2386・2395